

ペルーの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ペルー共和国（スペイン語では「República del Perú」。英語では「Republic of Peru」。以下「ペルー」という）は、南米大陸西部の太平洋岸に位置する共和国である。北はエクアドル及びコロンビア、東はブラジル及びボリビア、南はチリに接しており、西は太平洋に面する。ペルーの領土は、3つの地帯に大きく分けることができる。即ち、①太平洋岸の乾燥地帯である「コスタ」（南北に細長い。ペルー国民の半数が居住。ほぼ中央に首都リマがある）、②標高 5000～6000 メートル級のアンデス山脈が連なる高地である「シエラ」（インカ帝国の中心地であったクスコがある）、③アマゾン川上流の熱帯多雨林地帯である「セルバ」（アンデス山脈の東側）の3つである。ペルーでは、銅、鉛、亜鉛、銀及び金を多く産出するが、とくに銀の産出量は世界第2位の規模を誇っている。約 3115 万人いるペルー国民のうち、先住民が約 45%、メスチソ（先住民と白人の混血）が 37%、白人が 15%であり、その他、日系や中国系の移民もいる。公用語は、スペイン語のほか、先住民の言語であるケチュア語及びアイマラ語である²。このように、ペルーは、地域、民族、言語、文化等の面で多様性を有するという特徴がある。

ペルーは、古くからナスカ等の古代文明が栄え、インカ帝国の中心地であったが、インカ帝国は 1533 年にスペインのフランシスコ・ピサロに征服された。1542 年にはスペインの支配の下、ペルー副王領となり、メキシコ副王領とともに、スペインの南米大陸征服の拠点となった。しかし、1821 年、アルゼンチンから遠征したサン＝マルティン将軍がリマを解放したことにより、ペルーは独立を宣言した。

1879 年以降、アタカマ砂漠の硝石³鉱山をめぐる、チリとの「太平洋戦争」（スペイン語では「Guerra del Pacífico」）が勃発した。その結果、敗北したペルーは、南部の一部の領土をチリに割譲した。以後、ペルーとチリとの関係は悪化した。

1968 年のクーデターにより、軍部が政権を掌握した。しかし、1980 年の総選挙により、12 年ぶりに民政に移管した。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるペルーの概要及び歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2017 年版』（二宮書店、2017 年）453～454 頁等を参照した。

³ 硝石は、火薬及び肥料の原料となることから、極めて重要な鉱物とされていた。

1990年には、日系人であるフジモリ氏が大統領に就任した。フジモリ大統領は左翼ゲリラ対策や治安回復に大きな成果を上げ、再選、三選を果たした。しかし、2000年には、フジモリ大統領が国会で罷免され、さらに殺人や汚職等の疑いで訴追された。2007年にフジモリ氏はチリで拘束された後、ペルーに移送され、結局、2010年のペルー最高裁判所判決において、軍による市民殺害の罪等に問われ、禁固20年の刑が確定した。

ペルーは、世界貿易機関（WTO）及びアジア太平洋経済協力（APEC）のほか、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉にも参加しており、他にも多くの国との間で自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）⁵を締結し、自由貿易を推進する外交政策を進めている。また、ペルーは、他の南米諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、ペルーは、アンデス共同体（CAN）⁶の創設メンバー国であり、事務局はリマに置かれている。また、ペルーは、南米南部共同市場（メルコスール⁷。スペイン語では「MERCOSUR」）の準加盟国でもある。さらに、2012年には、ペルー、メキシコ、コロンビア及びチリは、中南米の太平洋沿岸国たる加盟国間の経済的統合、域内での物品・サービス・資本・ヒトの移動の自由の達成、アジア太平洋地域との関係強化を目指して、「太平洋同盟」（スペイン語では「Alianza del Pacífico」）を設立した⁸。

ペルーの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ペルーは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、ペルーの法制度は多くの点で、スペインの法制度⁹の影響を受けているほか、フランス法等、

⁴ とくに1980年代以降、極左武装組織であるセンデロ・ルミノソが活発にテロ行為を行っていたが、幹部等の逮捕・摘発により、弱体化した。1996年にはトゥパク・アマル革命運動（MRTA）の武装グループが、日本大使館公邸に侵入するという事件が発生したが、犯人は全員射殺された。

⁵ 日本とペルーの間の経済連携協定（EPA）は、2011年5月に署名され、2012年3月に発効した。

⁶ アンデス共同体の域内では関税が撤廃されてアンデス自由貿易圏が形成され、また、対外的には共通関税（関税同盟）を実施している。アンデス協定決定による「共通知的財産法」は、特許及び商標等の知的財産権について方式要件及び実体要件を詳細に規定し、各加盟国の法制度を拘束している。アンデス共同体の現在の加盟国は、ペルー、ボリビア、コロンビア及びエクアドルの4か国であり、準加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ及びチリの5か国である。

⁷ メルコスールは、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した。メルコスールの現在の加盟国は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビア及びベネズエラ（但し、2017年8月、メルコスールは、ベネズエラを無期限の資格停止処分とした）の6か国であり、準加盟国は、ペルー、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、チリ及びスリナムの6か国である。現在、アンデス共同体とメルコスールの自由貿易地域創設に向けた交渉が行われている。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/andes/andina_gaiyo.html

⁸ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/taiheiyo.html>

⁹ スペインの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第4回 スペイン」（『国際商事法務 Vol.41, No.1』（国際商事法研究所、2013年）所収）を参照されたい。

他の欧州諸国や米国の法制度の影響を受けている。ペルーは、1821年の独立以降、法典編纂の作業を精力的に行い、とくに19世紀末から20世紀初めにかけて、主要な法典をほとんど整備した¹⁰。但し、「自由主義的、個人主義的な法制度の導入は、インディオ共同体の共有地の概念と実態を無視したものであり、大地主による共有地への侵食を法的に助けることにつながった」との指摘もある¹¹。

成文法主義を採るペルーの法制度における法源は、①憲法、②条約、③法律、④行政命令（大統領令、大統領決議、大臣決議等）に大きく分けられる。慣習は法源性が認められることがあるが、判例及び学説については、一般に、法源性は否定されている¹²。

日本とペルーの相互交流が活発になり¹³、日本企業のペルー進出が増加するに伴い、日本企業がペルーにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、ペルーの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、ペルーの法制度の概要を紹介することとしたい。

II 憲法

1 総説

ペルーでは、独立以来、12の憲法が制定されてきた。即ち、1823年憲法、1826年憲法、1828年憲法、1834年憲法、1839年憲法、1856年憲法、1860年憲法、1867年憲法、1920年憲法、1933年憲法、1979年憲法及び1993年憲法である。現行のペルー憲法は、フジモリ政権下で制定されたものであり、1993年12月31日に発効した。現在のペルー憲法は、全206か条からなる（経過規定等を除く）。1993年憲法では、1979年憲法よりも、大統領の権限が相対的に強化されている。

¹⁰ 遅野井茂雄著「ペルーの法制度」（『ラテンアメリカ諸国の法制度』（アジア経済研究所、1988年）所収）191頁。

¹¹ 遅野井・前掲書189頁。

¹² 遅野井・前掲書210～215頁。

¹³ ペルーと日本との時差は14時間であり、季節は逆になる。多くの日本人にとって、ペルーは地球のほぼ反対側にある遠い国であるが、先住民はもともとベーリング海峡を渡って移住したアジア人であり、今でも先住民の子供には蒙古斑があるし、日本人と同じような顔つきをした先住民も少なくない。また、日本の食卓に乗ることも多いジャガイモやトマトの原産地はアンデス山脈であるといわれている。多くの日本人にとって、マチュピチュ遺跡、ナスカの地上絵、「コンドルは飛んでいく」のメロディー等は馴染みがあると思われる。また、かつて、日系人であるアルベルト・フジモリ氏が大統領であったように、多くの日系移民の子孫がペルーに暮らしている反面、ペルーから日本に出稼ぎに来るペルー人も数多い。ペルー沖で海水温が上昇するエルニーニョ現象（スペイン語では「El Niño」）が発生すると、世界中で天候異常を引き起こし、その影響は日本にも及ぶ。このように、さまざまな意味で、日本とペルーは身近な関係にあるといえる。

ペルー憲法の体系は、表 1 のとおりである¹⁴。

表 1 : ペルー憲法の体系 (2009 年までの改正を反映)

前文		
第 1 編 人及び社会	第 1 章 人の基本的権利	第 1 条～第 3 条
	第 2 章 社会的及び経済的権利	第 4 条～第 29 条
	第 3 章 政治的権利及び義務	第 30 条～第 38 条
	第 4 章 公共サービス	第 39 条～第 42 条
第 2 編 国家及び国民	第 1 章 国家、国民及び領土	第 43 条～第 54 条
	第 2 章 条約	第 55 条～第 57 条
第 3 編 経済制度	第 1 章 一般原則	第 58 条～第 65 条
	第 2 章 環境及び天然資源	第 66 条～第 69 条
	第 3 章 財産	第 70 条～第 73 条
	第 4 章 税及び予算制度	第 74 条～第 82 条
	第 5 章 通貨及び銀行業務	第 83 条～第 87 条
	第 6 章 農業地域、農村及び地域社会	第 88 条～第 89 条
第 4 編 国家の構造	第 1 章 立法府	第 90 条～第 102 条
	第 2 章 立法機能	第 103 条～第 106 条
	第 3 章 法律制定及び施行	第 107 条～第 109 条
	第 4 章 行政府	第 110 条～第 118 条
	第 5 章 内閣	第 119 条～第 129 条
	第 6 章 立法府との関係	第 130 条～第 136 条
	第 7 章 例外的状態	第 137 条
	第 8 章 司法府	第 138 条～第 149 条
	第 9 章 国家評議会	第 150 条～第 157 条
	第 10 章 検察庁	第 158 条～第 160 条
	第 11 章 オンブズマン	第 161 条～第 162 条
	第 12 章 安全保障及び防衛	第 163 条～第 175 条
	第 13 章 選挙制度	第 176 条～第 187 条
	第 14 章 分権化	第 188 条～第 199 条
第 5 編 憲法保障		第 200 条～第 205 条

¹⁴ ペルー憲法の英語訳 (2009 年までの改正を反映したもの) は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Peru_2009.pdf?lang=en

第 6 編 憲法改正		第 206 条
最終及び経過規定		第 1 条～第 16 条
特別経過規定		第 1 条～第 3 条
民主的憲法会議の宣言		

2 統治機構

ペルーは、共和制国家であり、三権分立及び議会制民主主義を採用している。

(1) 立法府

ペルーの立法府たる議会は、以前は下院と上院で構成される両院制が採用されていたが、現在は一院制となっている。議員総数は 130 名である。任期は 5 年である。議員となり得るのは、ペルーで出生した 25 歳以上の選挙権を有する者に限られる。大統領選の候補者は同時に議員の候補者となることはできないが、副大統領選の候補者は同時に議員の候補者となることのできる。議員の兼職は、原則として、禁止されている。

議会の責務としては、①法律を制定、解釈、改正又は廃止すること、②憲法及び法律への尊重を保障し、違反者に責任を負わせること、③条約を承認すること、④予算を承認すること等が挙げられる。議会は、行政府に対し、特別事項についての立法権限を授権することができる。

大統領及び議員は、議案提出権を有する。

議会で採択された法律を公布するため、15 日以内に大統領に送付されなければならない。法律は、官報に掲載された翌日から、効力を生じる。

(2) 行政府

大統領は、国家元首であり行政府の長でもある。大統領となり得るのは、ペルーで出生した 35 歳以上の選挙権を有する者に限られる。大統領の任期は 4 年であり、連続する再任は禁止されている（一任期分、即ち 4 年間を経過すれば、再度、大統領候補者となることのできる）。大統領には、直接選挙において、有効投票総数の過半数を獲得した者が選出される。無効票や白票は含まれない。もし 1 回目の投票で過半数を獲得した者がいなかった場合は、獲得票数の多かった上位 2 名に対して 2 回目の投票を行う。同じ手続により、大統領とともに、2 名の副大統領も選出される。

大統領の責務としては、①憲法、条約、法律等を執行すること、②国内及び国外で国家を代表すること、③政府の政策一般を管理運営すること、④国家の国内秩序及び対外安全を保障すること、⑤大統領、議員、市長等の選挙を公示すること、⑥議会の臨時会を招集すること、⑦法規制権限を行使し、大統領令を發布すること、⑧判決を執行すること等が挙げられる。

公共サービスの管理運営は、内閣及び各大臣に委ねられる。大臣の副署のない大統領の行為は、無効である。ペルーにおける首相は、内閣における同輩中の首席としての位置付けにすぎず、大きな特別の権限を有するわけではない。大統領は、首相を任命又は罷免する。また、大統領は、首相の推薦及び同意に基づき、他の大臣を任命又は罷免する。大臣となり得るのは、ペルーで出生した 25 歳以上の選挙権を有する者に限られる。

内閣の責務としては、①大統領が議会に提出する法律案につき承認すること、②大統領令を承認すること、③公共的な事項について審議すること等が挙げられる。

(3) 司法府

民事及び刑事等の訴訟事件を審理し、判決を下す権能は、司法府に帰属する。司法府は統一的・独立的な組織であり、軍事裁判所等の例外的場合を除いて、他の独立した組織は存しない。

ペルーの司法裁判所としては、最高裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所がある。

司法府の最高機関は、首都リマにある最高裁判所である。最高裁判所は、最終審としての権限を有する。最高裁判所の裁判官は 18 名である。最高裁判所の裁判官となり得るのは、ペルーで出生した 45 歳以上の市民権を有する者で、且つ 10 年以上の最高裁判所若しくは最高検察庁での勤務経験又は 15 年以上の法律実務若しくは大学での法学教育の経験がある者に限られる。最高裁判所の長官（任期は 2 年）は、最高裁判所の裁判官により互選で選出される。最高裁判所の内部には、民事部、刑事部、労働・憲法部等が設置されており、各部に裁判官が 5 名ずつ配置されている¹⁵。

司法府は、訴訟事件を審理し判決を下すという司法裁判所としての権限と、裁判所組織内部を管理するという司法行政としての権限を有する。

司法府の予算案は、行政府に提出され、議会の承認を受ける。

また、裁判官及び検察官の選任及び指名を行うことを職責とする国家評議会という独立機関が設置されている。

憲法判断については、憲法裁判所が行う。憲法裁判所の裁判官は 7 名である。憲法裁判所の裁判官の任期は 5 年である。

3 人権

ペルー憲法の「第 1 編 人及び社会」の中の「第 1 章 人の基本的権利」、「第 2 章 社会的及び経済的権利」及び「第 3 章 政治的権利及び義務」（第 1 条～第 38 条）、並びに「第 3 編 経済制度」の中の「第 1 章 一般原則」、「第 2 章 環境及び天然資源」及び「第 3 章 財産」（第 58 条～第 73 条）、には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、ペルー憲法においても、同様に保障されている。

¹⁵ <http://www.lexadin.nl/wlg/courts/nofr/oeur/lxctper.htm>

ペルー憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①胎児が人権を有する主体であることが明文で規定されている（2条1号）。
- ②知的財産権の保障が明文で規定されている（2条8号）。
- ③平和で、平穏で、余暇を楽しみ、休息し、人生を豊かにするためのバランスのとれた適切な環境を享受する権利が明文で保障されている（2条22号）。
- ④国家は、違法な麻薬取引を規制し、処罰することが明文で規定されている（8条）。
- ⑤教育を受ける権利について、詳細な規定が置かれている（13条～19条）。
- ⑥考古学的遺跡、建造物、モニュメント、場所、書誌及びアーカイブ資料、美術品、歴史的価値のある文化財は、私的なものであるか公共的なものであるかにかかわらず、国民の文化遺産として、国家により保護される。そのような文化遺産の所有権は、法により保護される（21条）。
- ⑦労働時間を一日あたり最大8時間、一週間あたり最大48時間とすること、労働者は有給休暇を取得する権利を有することというように、労働者の権利及び労働条件等について、詳細な規定が置かれている（22条～29条）。
- ⑧自然環境を保護する国家の責務について、詳細な規定が置かれている（66条～69条）。
- ⑨死刑は、戦時犯罪及びテロリズムに対してのみ適用される（140条）。

III 民法

ペルーの最初の民法典（1852年公布）は、フランスの1804年民法典（ナポレオン民法典）の影響を強く受けたものであった¹⁶。この最初の民法典はその後幾度にもわたり改正されたため、1936年に、イタリア民法典に類似する編別構成が採られた新たな民法典が公布された。

現行の民法典は、1984年7月24日に公布され、同年11月14日から施行されたものである。この1984年民法典は、全部で2132か条、10章から構成されている。1984年民法典の構成は、「序章」、「第1編 人の権利」、「第2編 法律行為」、「第3編 家族の権利」、「第4編 相続の権利」、「第5編 物権」、「第6編 債務」、「第7編 債務の原因」、「第8編 時効及び失効」、「第9編 公的登録」、「第10編 国際私法」及び「終章」となっている¹⁷。

IV 会社法

¹⁶ 遅野井・前掲書 189頁。

¹⁷ 笠原俊宏・徐瑞静著「ペルー共和国民法典中の人事・家事・涉外規定の邦訳（1）」（『戸籍時報 No.693』（日本加除出版、2013年）所収）41頁。

ペルーでは、独立後最初の商法典が、スペインの 1829 年商法典の影響の下、1853 年に制定された。その後、改正の必要が生じたこと、及びスペインで 1885 年商法典の編纂が行われたことから、ペルーでも 1902 年商法典が制定された¹⁸。しかし、ペルーの商法典には株式会社に関する条文が 18 か条しかないという不備を是正する必要があったこと、及び商法典には規定されていなかった有限責任会社等についての規定を置く必要があったことから、1966 年会社法が公布・施行された。現行の会社法は、1998 年 1 月 1 日に施行された会社法である。

ペルーでは、いくつかの種類の子会社が認められているが、ペルーに投資しようとする外国企業は、ペルーに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するペルー法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。

ペルーに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、①「有限責任会社」(S.R.L.) 及び②「株式会社」(S.A.) がよく利用されている。これらの会社の特徴は、表 2 のとおりである。

また、「株式会社」(S.A.) の中には、さらに、「閉鎖株式会社」(Sociedad Anónima Cerrada; S.A.C.) 及び「公開株式会社」(Sociedad Anónima Abierta; S.A.A.) の 2 種類が含まれる。普通の株式会社と比べて、「閉鎖株式会社」の場合は、株主は 2 名以上 20 名以下であること、上場は認められないこと、取締役会の設置は任意であること等の特徴がある。これに対し、「公開株式会社」の場合は、株主は 2 名以上であり上限は無いこと、株式の譲渡を制限してはならないこと等の特徴がある。

支店によりペルーで事業を行う場合、ペルー居住者を当該支店の代表者として選任する必要がある。支店は、独立した法人格を有しないため、支店の負う債務・責任は、外国企業本社が負うこととなる。

なお、ペルーの国境から 50 キロメートルの範囲内において、外国の投資家が事業会社を設立して事業を行おうとする場合は、事前に政府から認可を得なければならないとされていることに留意が必要である。

表 2：ペルー法における主な会社の種類

名称	スペイン語	特徴
有限責任会社	Sociedad Comercial de Responsabilidad Limitada (S.R.L.)	原則として、出資者の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。出資者は、2 名以上 20 名以下でなければならない。持分の譲渡は、

¹⁸ 中川和彦・矢谷通朗編『ラテンアメリカ諸国の経済法制』（アジア経済研究所、1989 年）301 頁（賀集イレーネ執筆部分）。

		制限される。会社の業務執行は、出資者又は執行役員によって行われる。
株式会社	Sociedad Anónima (S.A.)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。株主は、2名以上750名以下でなければならない。株式の譲渡は、制限することも可能。会社の業務執行は、取締役会（3名以上の取締役が必要）及び執行役員によって行われる。

V 民事訴訟法

ペルーの最初の民事訴訟法典（1852年公布）は、民法典と並行して編纂作業が進められ、民法典とともに公布された。この最初の民事訴訟法典は不備を指摘されたため、1911年に、新たな民事訴訟法典が公布された¹⁹。

ペルーの司法裁判所には、最高裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所があり、その他に、治安裁判所（事案及び係争額に応じて、法曹資格を持つ裁判官が審理する場合と、持たない市民裁判官が審理する場合がある）もある。ペルーの民事訴訟制度では、「三審制」が採られている。民事訴訟を提起する前に、調停による解決を試みることが義務付けられている。

通常の訴訟手続においては、当事者が主張書面及び証拠を提出し、裁判官による審理を経て、判決が下される。ペルーの民事訴訟では、陪審制は採用されていない。第一審裁判所の判決に対して不服がある者は、控訴裁判所に控訴することができる。近時、ペルーにおいては、裁判官の汚職及び訴訟の長期化が大きな問題となっている。

商取引に関する紛争解決手段としては、仲裁の利用が検討されることも多い。ペルーは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）に加盟しており、2008年にUNCITRALモデル法に準拠した近代的な仲裁法が施行されたこともあって、仲裁の利用件数が増加する傾向にある。

VI 刑事法

ペルーの最初の刑法典は、スペイン刑法を継受した1850年刑法典であった。1924年には、新しい刑法典に取って代わられた。現行の刑法典は、1991年に公布・施行されたものである。現行の刑事訴訟法典は、2004年に公布・施行されたものである。

ここでは、ペルーにおける麻薬犯罪の背景について紹介したい。ペルーの東部には、コ

¹⁹ 遅野井・前掲書 192頁。

カインの原料であるコカの一大生産地がある。インカ帝国の時代から、人々は、日常生活において、コカの葉を噛んだり、コカの茶を飲んだりしていた。このことから分かる通り、ペルーの人々にとってコカインは医学的・社会的・宗教的な意味で身近な存在であり、現在でも、ペルーではコカの栽培・生産に携わっている人々が多く、ペルー国内での消費量も多いといわれている²⁰。これに対して、ペルー政府は、警察によるコカ取引組織の壊滅に向けた厳しい措置をとる一方、薬物規制当局による啓蒙・教育活動等により薬物犯罪を撲滅させようと努力している。

VII 参考資料

以上、ペルー法の概要を簡単に紹介してきたが、ペルー法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。これに対し、ペルー法について英語で紹介・解説した文献はインターネット上で比較的多く存在する。ペルー法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Essential Issues of the Peruvian Legal System」²¹等が参考になる。

ペルーの法令は、(若干の日本語訳及び英語訳はあるものの、) スペイン語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、今後のペルー市場の重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、ペルーの法制度の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.45 No.11』（国際商事法研究所、2017年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第7回 ペルー」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁰ 隅田陽介著「南米における薬物犯罪とその対策(1)」(『比較法雑誌 第33巻第1号』(日本比較法研究所、1999年)所収)145頁、147頁。

²¹ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Peru1.html>